

重信川河川環境エデューケーター実施要領

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 重信川河川環境エデュケーター（第3条－第9条）

第3章 重信川河川環境エデュケーター会議（第10条－第13条）

第4章 雑則（第14条－第15条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この運営要領は、松山河川国道事務所管内（以下、「松山管内」という。）において活動する重信川河川環境エデュケーター（以下、「エデュケーター」という。）の運営について定めるものとする。

（エデュケーターを運営する組織）

第2条 エデュケーターの運営は、重信川河川環境エデュケーター会議（以下「会議」という。）とする。

第2章 重信川河川環境エデュケーター

（エデュケーターの役割）

第3条 エデュケーターは、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動への参加や、小中学校等への河川環境教育を主体的に支援することなどを通して、地元等への愛着、愛情を持ち、それを伝承する役割を担う。

（エデュケーターの活動範囲）

第4条 エデュケーターの活動範囲は、松山管内とする、ただし、活動の目的に応じて拡大できる。

- 2 前項ただし書きによる活動範囲の拡大を行うに当たっては、会議（事務局）に報告するものとする。

（エデュケーターの活動内容）

第5条 エデュケーターは次号に掲げる活動を行うものとする。ただし、活動に必要な経費については原則として自己負担とし、活動に対しては無報酬とする。

（1）河川的环境保全を図る活動

（2）河川の適正な利用の推進を図る活動

イ 河川利用者への安全指導

ロ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習

- (3) 河川に係わる歴史・文化の普及・啓発・学習
 - (4) 川の人材を育成する活動
 - (5) 活動や思想等を伝承する。
 - (6) その他、エデュケーターの役割を果たすための活動
- 2 エデュケーターは、その立場を利用し、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。

(エデュケーターの認定基準)

第6条 エデュケーターは次の各号を全て満たす者とする。

- (1) エデュケーターの役割を理解し、活動するにふさわしい者であること。
- (2) 本要領第7条に示す認定条件を満たす者であること。

(エデュケーターの認定条件)

第7条 エデュケーターは、原則として次の各号に掲げる条件を全て満たしている者を認定する。なお、条件について不明な場合は、事前に事務局へ問い合わせること。

- (1) エデュケーター認定を申し込んだ年度を含む過去5年度以降において、松山河川国道事務所などが実施する講義（河川の特性、地域生態系など）1コマ以上を受講していること。なお、講義とは主に以下の内容のものを言う。
 - ①認定のため、申込者を対象に行う講義（実施時期は別途連絡）
 - ②松山河川国道事務所職員が行う重信川・石手川に関する出前講座、その他授業等での講義
- (2) エデュケーター認定を申し込んだ年度を含む過去5年度以降において、各団体等が主催する河川清掃等、河川の環境保全の活動に参加した経験があること。
- (3) エデュケーター認定を申し込んだ年度を含む過去5年度以降において、小中学校等の河川環境教育支援（役割を担う）の経験があること。
- (4) 上記（1）～（3）を満たし、かつ、会議が実施する認定審査（発表）において、申請者本人が河川に関する自らの想い等の発表（15分程度：質疑応答を含む）を行い、その内容が認定にふさわしいと認められること。

(エデュケーターの解任)

第8条 エデュケーターは、次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、解任されるものとする。

- (1) 活動や役割を果たす意志がないと認められるとき。
- (2) 公序良俗に反し、エデュケーターとしてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 心身故障等のため、活動の執行に堪えないと認められるとき。
- (4) エデュケーターの立場を利用して、宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行ったとき。
- (5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められたとき。
- (6) この実施要領に違反したと認められるとき。
- (7) その他の理由により、解任が適切と認められるとき。

- 2 解任は会議議長（以下、「議長」という。）からの通知または事務局への自らの申し出により行う。

（エドゥケーターの事故の責任）

第9条 会議が主催する活動にあたっての事故等については本人の責によるものとし、会議は一切の責を持たない。

第3章 エドゥケーター会議

（会議の役割）

第10条 会議は、エドゥケーターとしてふさわしい活動の推進及びエドゥケーターによる自主的な運営を目指して、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) エドゥケーター申請書等を審査し、第5条各号に掲げる条件を満たしている者をエドゥケーターとして認定
- (2) 活動内容の確認
- (3) 活動を進めていくうえでの問題点、課題及び経験等の意見交換
- (4) 新たな活動の抽出
- (5) 技能や能力の向上への取り組み
- (6) 講座及び環境に関するイベントの企画・運営・広報
- (7) 活動や運営を円滑に強化していくための方策
- (8) その他必要と認められる事項

（エドゥケーターへの支援）

第11条 会議は、エドゥケーターの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、エドゥケーターを後方から支援するものである。

（会議の開催）

第12条 会議は、必要に応じて随時開催する。

- 2 会議の開催は、議長が招集する。
- 3 議長は、会議を開催するに当たっては、事前に開催内容について、会議事務局と協議を行うものとする。

（認定に係る申し込み等）

第13条 エドゥケーター認定に係る申し込み等については、次の各号による。

- (1) 認定の申し込みの際には、別紙の重信川河川環境エドゥケーター認定申込書（様式-申込）により事務局に申し込むこと。提出方法は特に定めない。なお、申込書の電子データが必要な場合は事務局へ連絡のこと。
- (2) 講義について、申し込み者へは事務局から別途連絡するものとする。

- (3) 認定審査（発表）の開催日時等については、事務局から申込者へ別途連絡するものとし、別紙の重信川河川環境エデュケーター認定審査申込書（様式－審査）に必要事項を記載し、持参すること。なお、申込書の電子データが必要な場合は事務局へ連絡のこと。
- (4) エデュケーター認定は、上記（3）の認定審査後に行い、認定された者には認定証を交付する。
- (5) 事務局からの連絡は、原則としてメールにて行う。

事務局：〒790-8574 愛媛県松山市土居田町797-2

国土交通省 松山河川国道事務所 調査第一課 河川調査係

TEL 089-972-0612

FAX 089-972-6621

メール skr-matuya60@mlit.go.jp

第4章 雑則

（実施要領の改正）

第14条 この実施要領を改正するときは、事務局において改正内容を検討し、事務局からの提案を受けて会議により行う。

（その他）

第15条 この実施要領に定めるもののほか、エデュケーターの運営等に関し必要な事項は、議長が会議事務局と協議して定める。

付則 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

重信川河川環境エデュケーター認定申込書

重信川河川環境エデュケーター会議 殿

「重信川河川環境エデュケーター」認定の申し込みを致します。

申込年月日 平成〇〇年 〇月 〇日

氏名	〇〇 〇〇 印				
生年月日	平成〇〇年〇月〇日	年齢	〇〇歳	性別	男・女
住所	〒 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇		連絡先	電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 メール：〇〇〇〇@〇〇. 〇〇	
所属	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇研究室				

◆「重信川河川環境エデュケーター」認定に必要な過去の講義受講等の履歴（実施要領第7条関係）

1. 講義の受講実績（実施要領第7条（1））

年月	場所	講師名	講義名	実時間
平成〇〇年〇月〇日	〇〇大学〇〇教室	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇大学〇〇教室	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇大学〇〇教室	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇. 〇h

2. 河川的环境保全等の活動実績（実施要領第7条（2））

年月	場所	主催者名	活動名（イベント名等）	実時間
平成〇〇年〇月〇日	〇〇川河口	〇〇〇〇	〇〇〇クリーン大作戦	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇川右岸	〇〇〇〇	〇〇市清掃活動	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇川〇〇町付近	〇〇〇〇	〇〇清掃活動	〇. 〇h

3. 河川環境教育支援の経験（実施要領第7条（3））

年月	場所	実施団体	活動名（イベント名等）	役割	実時間
平成〇〇年〇月〇日	〇〇川〇〇橋左岸	〇〇小学校	水生生物調査	講師	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇小学校	〇〇小学校	河川環境教育の授業	講師補助	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇町〇〇公園	〇〇団体	昆虫教室	安全管理	〇. 〇h

重信川河川環境エデュケーター認定審査申込書

重信川河川環境エデュケーター会議 殿

「重信川河川環境エデュケーター」認定審査の申し込みを致します。

申込年月日 平成〇〇年 〇月 〇日

氏名	〇〇 〇〇 印				
生年月日	平成〇〇年〇月〇日	年齢	〇〇歳	性別	男・女
住所	〒 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇	連絡先	電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 メール：〇〇〇〇@〇〇. 〇〇		
所属	〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇研究室				

◆「重信川河川環境エデュケーター」認定に必要な講義受講等の履歴（実施要領第7条関係）

1. 講義の受講実績（実施要領第7条（1））

年月	場所	講師名	講義名	実時間
平成〇〇年〇月〇日	〇〇大学〇〇教室	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇大学〇〇教室	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇大学〇〇教室	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇. 〇h

2. 河川の環境保全等の活動実績（実施要領第7条（2））

年月	場所	主催者名	活動名（イベント名等）	実時間
平成〇〇年〇月〇日	〇〇川河口	〇〇〇〇	〇〇〇クリーン大作戦	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇川右岸	〇〇〇〇	〇〇市清掃活動	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇川〇〇町付近	〇〇〇〇	〇〇清掃活動	〇. 〇h

3. 河川環境教育支援の経験（実施要領第7条（3））

年月	場所	実施団体	活動名（イベント名等）	役割	実時間
平成〇〇年〇月〇日	〇〇川〇〇橋左岸	〇〇小学校	水生生物調査	講師	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇小学校	〇〇小学校	河川環境教育の授業	講師補助	〇. 〇h
平成〇〇年〇月〇日	〇〇町〇〇公園	〇〇団体	昆虫教室	安全管理	〇. 〇h

4. 河川に関するに自らの想い（エデュケーターとしての目標など）（実施要領第7条（4）関係）

--

※認定審査のため、別途、パワーポイント等を用いた発表を、重信川河川環境エデュケーター会議で行っていただきます。